

手続チェックシート

転出

他の市区町村へ引越しされる方へ

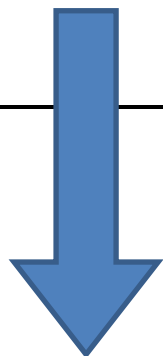
転出届

- ・ 転出することが決まってから実際に転出するまでの間に、あらかじめ届出が必要です
(転出するまでに届出ができなかった場合は転出後14日以内)

《届出に必要なもの》

- ・ 国外に転出される方でお持ちの方は「マイナンバーカード」

住み始めてから **14 日以内**に、
「転出証明書（またはマイナンバーカード）」を持参して新しい
住所地の市区町村役場で転入届出をしてください



関連する手続は下記の通りです。

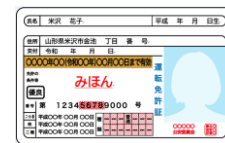
必要な書類がそろわない手続は、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続の際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

その他

- ・ パスポート
- ・ 障害者手帳
- ・ 官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・ 健康保険証
- ・ 資格確認書
- ・ 介護保険証
- ・ 年金手帳※
- ・ 社員証、学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続するときは

1. 手続ができるかどうか、手続の対象となる方との関係等により確認させていただきます。
2. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。

転出

に関連するおもな手続

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続をご自身で確認してください	手 続	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
--	-----	-------	----	------	-----

住所 戸籍

マイナンバーカードをお持ちの方	転出先でマイナンバーカードの継続 利用手続（住所変更） ※国外へ転出する方は転出前の受付 窓口でご相談ください	・マイナンバーカード ※暗証番号の入力が必要です		転出先の市区町村 【国外転出の方】	
マイナンバーカードを申請したい方	転出先での申請してください ※国外へ転出する方は転出前の受付 窓口でご相談ください	転出先の市区町村でご相談ください		市民課 市役所 1 階 7～10 番窓口	
印鑑登録をしている方	転出予定日で自動的に登録廃止に なります			市民課 市役所 1 階 7～10 番窓口	

※各種保険証・受給者証等を転出日まで使う予定のある方は、転出後に郵送で返却いただくことも可能です

保険 年金

国民健康保険に加入している方	・国民健康保険の適用終了 ・国民健康保険資格確認書等の返却	（お持ちの方） 国民健康保険資格確認書		市民課 市役所 1 階 7～10 番窓口	
→修学のために転出する方	転出先で引き続き米沢市の国保に 加入する手続	在学証明書			
→住所地特例に該当する施設に転出する方		施設の詳細がわかる資料（施設から 渡された資料やパンフレットなど）			
→国民健康保険に関する証明書等が必要な方 （来庁の方で該当する場合のみご案内します）	・特定同一世帯所属者証明書の受取 ・旧被扶養者異動連絡票の受取 【※転出先へ提出してください】				
75 歳以上の方 または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療資格確認書等の返却	（お持ちの方） 後期高齢者医療資格確認書			
→山形県外へ転出する方	（来庁の方のみ） 負担区分等証明書などの受取 【※転出先へ提出してください】			保険年金課 市役所 1 階 12 番窓口	
→山形県外の住所地特例に該当する施設に 転出する方	転出先で引き続き山形県の後期高齢 者医療保険制度に加入する手続	施設の詳細がわかる資料（施設から 渡された資料やパンフレットなど）			
各種認定証をお持ちの方	各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証			
国外へ転出する方	国民年金の任意加入	受付窓口でご相談ください			

こども

小学生・中学生のお子さんがいる方	転校手続	学校から、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を受領し転出先へ提出してください		これまで通っていた学校	
児童手当を受給している方	児童手当資格消滅届 ※公務員世帯の方は勤務先にお問い合わせください			子育て支援課 市役所1階14番窓口	
子育て支援医療証をお持ちの方（0歳～高校生等） ※18歳になった年の年度末まで	子育て支援医療証の資格喪失届	子育て支援医療証			
保育所等に入所しているお子さんが転出する、 または保護者が転出する方	保育所等の退所届または教育・保育給付認定変更申請書兼届出事項変更届 ※現在利用している園を継続して利用する場合も手続が必要です	届出人の本人確認書類			
ひとり親家庭等に該当している方	児童扶養手当の住所変更または資格喪失届 ひとり親家庭等医療証の資格喪失届	受付窓口でご相談ください ひとり親家庭等医療証			
妊娠中の方	米沢市の妊婦健康診査受診票は使えなくなりますので、転出先で手続してください			こども家庭課 すこやかセンター2階 0238-27-7550	

高齢

介護保険被保険者証をお持ちの方 （65歳以上または要介護認定を受けている方）	介護保険被保険者証の返却	介護保険被保険者証		高齢福祉課 市役所1階16番窓口	
住所地特例に該当する施設に転出する方	・介護保険住所地特例適用届の提出 ・介護保険負担限度額認定の申請 ※後日、米沢市から介護保険被保険者証と介護保険負担割合証等を送付します	本人及び配偶者名義全ての預金通帳及び有価証券など （介護保険負担限度額認定申請）			
要介護認定を受けていた方	介護保険受給資格証明書の受取 ※転出先へ提出してください	介護保険被保険者証			
紙おむつ給付券、はり・きゆう・マッサージ助成券を持っていた	各種給付券、助成券の返却	・紙おむつ給付券 ・はり・きゆう・マッサージ助成券			

障がい

自立支援医療受給者証をお持ちの方	自立支援医療受給者証の住所変更 ※転出先でご相談ください	自立支援医療受給者証		転出先の市町村	
各種手当（特別障害者手当、障害児福祉手当、 重度心身障がい児養育手当、特別児童扶養手当）を 受給している方	転出することを受付窓口に申出 ください			社会福祉課 市役所 1 階 15 番窓口	
重度心身障がい者の医療費受給者証をお持ちの方	受給者資格変更届または喪失届	重度心身障害者医療費受給者証			
心身障がい者扶養共済加入者	心身障がい者扶養共済加入者の住所 変更届、脱退届	加入証書			
障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更 ※転出先でご相談ください。	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳		転出先の市町村	

税・料金

上下水道の使用をやめる方	使用中止の異動届もしくは精算 ※原則電話での手続 （詳しくはホームページをご覧ください）			上下水道部庁舎 1 階 水道センター・料金窓口 0238-22-4511	
原付バイク・小型特殊を所有している方	廃車申告（軽自動車税） ※ナンバープレートの返却	・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・届出人の本人確認書類		市民課 市役所 1 階 5 番窓口	
軽自動車を所有している方	山形県軽自動車協会でご相談ください			山形県軽自動車協会 023-686-3600	
250 cc以下のオートバイ または 自動二輪（250 cc超）を所有している方	山形運輸支局でご相談ください			山形運輸支局 023-686-4711	
国外へ転出する方	納税管理人のご相談			税務課 市役所 2 階 2 番窓口	
未納となっている税や料等のご相談	納付相談			納税課 市役所 2 階 1 番窓口	

その他

市営住宅を退去する方	市営住宅の退去手続	お客様の状況により手続場所が 異なります まずはお電話でご確認ください		市営住宅指定管理公益 サービス共同企業体 0238-40-8700	
ごみの出し方のご案内	ホームページで確認・データのダウンロードができます また、分別の案内冊子は環境課窓口でも配布しています			環境課 市役所 3 階 2 番窓口	
粗大ごみの処分が必要な方	戸別収集の申し込み	料金等は受付窓口でご相談ください		粗大ごみ回収センター 0238-22-5235	

Q こんなときはどうしたらいいの？ 転出届をしたけれど・・・

新しい住所に住み始めてから、14日以上経過してしまった。

→ 転出証明書は有効ですので、早急にお届けください

転出届をした住所とは、違うところに住むことになった。

→ 転出証明書は、そのままでも有効です
実際に住み始めた市区町村にお届けください

転出届をしたあとに、引越しがとりやめになった。

→ 取消の手続きが必要です
受付窓口で早急に取消の手続きをしてください



992-8501

米沢市金池五丁目2番25号 米沢市役所

☎0238-22-5111

開庁（受付）時間 8:30 ~ 17:00

（土日・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです）